

道内の消費者協会を訪ねて 特定適格団体へ意見交換

事務局長 大嶋 明子

今年度、ホクネットは道内の消費生活相談窓口及び消費者協会との連携強化のため8カ所の消費者協会と意見交換を行い=写真=、認定申請の準備を進める特定適格消費者団体の役割などが話題となりました。

平成28年10月に施行された新たな消費者被害回復制度により、適格消費者団体の中から被害回復の権利を付与された特定適格消費者団体が誕生し、現在は東京、大阪、埼玉の3団体が認定されています。ホクネットは北海道唯一の適格消費者団体として、来年早々にも特定適格消費者団体への認定申請をすべく準備を進めていますが、課題も多く先行き厳しいのが現状です。

しかし、広く薄く、多くのマンパワーをつなぐ体制を目指しており、その一環として各地を訪ね、集団的消費者被害回復制度の概要を説明し、今後の情報提供や団体賛助会員として支えてもらうことを要請しました。

各協会からは相談内容の傾向や地域の特色などが説明され、地域の取り組みに理解を深めました。広い北海道にあって適格消費者団体がどのような役割を果たせるか常に模索していますが、ある協会役員の「ホクネットは北海道方式を目指していくべき」という意見が非常に印象的でした。特定の団体に依存することなく、広く支えてもらう仕組みと呼びかけ、それにはフットワークとネットワークの両輪が重要で、それにマンパワーが加わる「三つ巴」が必要です。一方で時間と体力とモチベーションをどう維持していくかが課題となるでしょう。

消費者支援ネット北海道（町村泰貴理事長）は平成30年度通常総会を6月16日午後4時からホテルレオパレス札幌（札幌市中央区南2西8）で開催します。議案は事業報告、新年度予算、役員改選など。議案書は5月中旬に発送します。

6月16日に通常総会 町村理事長記念講演

総会に続き午後5時から10周年記念祝賀会を開催します。会費5千円。総会に先立ち午後2時30分から町村理事長が「消費者団体訴訟の役割」をテーマに記念講演を行います。



会員加入と寄付ご協力の おねがい

活動の一層の充実のために、会員加入および寄付金のご協力をお願いします。ホクネットへの寄付金は税額控除の対象となります。

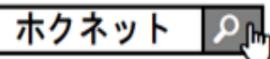


編集後記

旅立ちの春。友人の子息が大学進学で、本州の地方都市にあるわが母校に行くことになり、父子と壮行会を持ちました。月の仕送り10万円は老境を迎えた友人に重い負担ですが、「いっばい勉強して来い」と晴れやかな顔で若い背中を押していました▼今号は、札幌市の委託を受けて制作した「大学生のための消費生活入門」を紹介しています。学年を追って、遭遇しそうな問題と対処法を解説する構成は、主人公に扮して試練を乗り越えていくロールプレイングゲーム(RPG)のよう。多くの学生に活用してもらいたいので、関心があれば札幌市の担当課に照会を▼昔の学生は金がなく、それを「出世払い」で周りの大人が支えてくれたような。学生や高齢者を食い物にする社会は病んでおり、こちらの輩にこそ地獄めぐりのようなRPGが必要では(武野)

内閣総理大臣認定適格消費者団体
認定特定非営利活動法人
消費者支援ネット北海道
〒060-0004
札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろビル4F

ホームページ: <http://www.e-hocnet.info/>
MAIL: info_hokkaido@hocnet1222.jp
Facebook: [hocnet1222](https://www.facebook.com/hocnet1222) Twitter: [hocnet20162](https://twitter.com/hocnet20162)



ホクネット通信

もくじ

- 1 ページ... 成人年齢引き下げ 狙われる若年消費者
- 2 ページ... 特集 札幌市が制作した初の学生向け消費者教育教材
- 3 ページ... 特集 同上
- 4 ページ... 道内各地の消費者協会を訪ねて

18歳への成人年齢引き下げ

狙われる若年消費者

消費者支援ネット北海道検討委員

猪野 亨 (弁護士)

成人年齢が20歳から18歳に引き下げられようとしています。未成年であるとき法は契約の取り消しを認めるなど保護してきました。未成年者はまだ人生経験も浅く、判断能力も未熟であることからつけ込まれやすいという特徴があるからです。

では、成人したらその日から成熟した判断ができるようになるのでしょうか。答えは否です。いろいろな失敗をしながら成長していくのであり、成人したその日からの的確に判断できる若者は少数です。成人になった若者は悪徳業者に狙われていると言っても過言ではありません。成人年齢が20歳から18歳に引き下げられたらなおさらです。



未熟さつけ込む悪徳業者

特に若者がターゲットにされている消費者被害では、必ず儲かるからというものだけでなく、人間関係を利用しているものが少なくありません。大学のサークル内の上下関係を利用したり、友達から誘われるため、断りきれず高額商品を購入させられたりします。

若者ですからお金がなくて当然ですが、お金がないと断っても、勧誘する先輩から「借りてくればいい、すぐに返せるから」と言われて消費者金融などに連れて行かれ、お金を借りさせられる事件もあります。消費者金融の審査が甘いことも問題ですが、人間関係を壊したくないという思いから断れないことにつけ込まれているのです。

友達を失うかもしれない? 相手が断れないような心理を利用して高額商品を買わせるのが友達のすることですか。

マルチ商法では若者層の被害相談は他の世代と比べても多くなっています。人間関係を利用され、儲かるという発想に傾倒してしまうことが若さ故にありがちなのです。若者には失敗がつきものとはいえ、こうした被害の多さは、若者に多大な経済的負担をもたらすことから、悲惨な結果を招きます。

現行の消費者契約法は、こうした判断能力の未熟さにつけ込んだ行為について取り消し対象としていないため、同法の改正が消費者庁消費者委員会から提言されたのに、今国会での立法は見送られようとしています。他方で成人年齢が引き下げられることとなり、これでは若者層の消費者被害を増やすことは目に見えています。

若者に失敗はつきもの、しかし、その失敗をすべて本人の責任としてしまっただけでは若者が健全に育っていくことはできません。将来ある若者を消費者被害から守ることも私たちの責務です。

暮らしの「わな」にご用心

学生向け消費者教育 札幌市が入門教材制作

教材はA4判173頁。差止請求など消費者問題の実務に精通した当会の弁護士、大学教員、司法書士を中心に昨年10月、教材作成検討グループを編成し、消費生活相談員から学生の被害事例を聞き取りするとともに札幌大谷大、北海学園大、札幌学院大、北大などの協力で学生の視点も盛り込みました。3月末に完成し札幌市が大学向けに活用します。問い合わせは札幌市市民文化局市民生活部消費生活課 ☎011-211-2245 へ。

教材は、実践的に各学年2テーマに絞りました。入学したての1年生ならば「賃貸アパートの原状回復」と「アルバイト先でのトラブル」。アパートに住むと賃貸借契約を結びます。その時、壁の傷などをしっかり確認しておかないと、退去の際に高額な修繕費を請求されたり、冬に解約すると思わぬ違約金を求められたりすることがあります。契約は事前にしっかり確認し、納得いかないときは消費者センターなどへの相談を勧めます。

2年生は「マルチ商法」と「出会い系サイト」。大学生活に慣れたころ、先輩や友人から「いいバイトがある」「儲かる話がある」と持ち掛けられたA子さん。何もしなくても毎月30万円ももらっていると聞き、会員になるため30万円の商品クレジットで購入しました。しかし、友人や親せきに勧めても買い手はつかず、借金と悪化した人間関係だけが残りました。

3年生は「語学教室などでのトラブル」と「自己啓発セミナー」。就職を意識するころ、自身の能力や資質に悩みを抱えがち。先輩に「自分を変えてみないか」と勧められ、自己啓発のDVD代120万円を消費者金融から借りて払ってしまいました。疑問に思ったら断る勇気、そしてクーリングオフによる解約など対処の仕方を解説します。

4年生は「クレジットカードの仕組み」と「保険の仕組み」。そろそろ社会人。現金がなくても欲しいものが手に入るクレジットカードは便利です。病気やけがに備える保険も悪くはありません。しかし、そこにある「落とし穴」をやさしく解説します。

成人年齢の引き下げに伴い、若年成人への消費者教育の充実が欠かせません。消費者支援ネット北海道は本年度、札幌市の委託を受け、消費者教育の教材として「大学生のための消費生活入門」を制作しました。学年別に陥りやすい悪徳商法や暮らしの「わな」を漫画や実例をもとに解説し、考える力を身につける発展問題も添えています。



仕上げは学年ごとに「すくろく」形式で習熟度を点検。左図は4年生用



▲賃貸アパートの契約 1年生用



▲マルチ商法 2年生用



▲自己啓発セミナー 3年生用

消費者教育の体系イメージマップ (一部省略)

消費者教育の体系イメージマップ ステップアップガイド	幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期	
各期の特徴	様々な気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に関心をもち、それを取り入れる時期	主体的な消費者行動、社会や環境の興味を通じて、消費者としての素地を形成する時期	消費者の行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決能力を育む時期	生涯を見通した管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断力や意思決定力、国際的な視点も養う時期	生活全体において自立を進め、消費者としてのライフスタイルや価値観を確立し、自ら行動を始める時期	精神的にも自立し、持続可能な消費行動の構築を目指す
重点領域						
消費がもつ影響力の理解	おつかいや買物をすすんでみよう	消費をめぐるお金の流れを考えよう	消費者の行動が環境や経済に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考えた上で消費しよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考えた上で消費しよう	
持続可能な消費の実践	ゴミを少なくする工夫を考えて行動しよう	自分の生活と身近な環境とのかかわりに気づき、物の使い方を工夫しよう	消費生活が環境に与える影響を考慮し、持続可能な消費を実践しよう	持続可能な社会を目指して、ライフスタイルを工夫し、主体的に行動しよう	持続可能な社会を目指したライフスタイルを築こう	
消費者の参画・協働	協力することの大切さを知ろう	身近な消費者問題に目を向けよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けた行動の場を広げよう	地域や職場で消費者問題の解決や、公正な社会の形成に向けた行動の場を広げよう	
商品等の安全	くらしの中の危険や、ものの安全な使い方に気づこう	危険を回避し、物を安全に使う手がかりを知ろう	危険を回避し、物を安全に使う手段を知ろう、使おう	安全で危険の少ない商品と消費社会を目指すことの大切さに気づこう	安全で危険の少ない商品と消費社会を目指すことの大切さに気づこう	
トラブル対応能力	困ったことがあったら身近な人に伝えよう	困ったことがあったら身近な人に相談しよう	販売方法の特徴を知り、トラブル解決の法律や制度、相談機関を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関の利用方法を学ぼう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用する習慣をつけよう	
生活の管理と契約	約束やきまりを守ろう	物の選び方、買い方を考え適切に購入しよう 約束やきまりの大切さを伝えよう	商品を選択し、契約するときに、契約のルールや内容をよく読み、よりよい契約の仕方を考えよう	適切な意思決定に基づいて行動しよう 契約のルールや内容をよく読んで契約する習慣をつけよう	契約の内容・ルールをよく読んで契約する習慣をつけよう	
情報の収集・発信・活用能力	身の回りのさまざまな情報に気づこう	消費に関する情報の集め方や活用の仕方を知ろう	消費生活に関する情報の収集と発信の技術を身につけよう	情報と情報技術の適切な利用や、国内だけでなく国際社会との関係も考えよう	情報と情報技術を適切に利用する習慣を身につけよう	
情報社会のルールや情報モラルの理解	自分や家族の情報を守ることの大切さに気づこう	自分や知人の個人情報を守るなど、情報モラルを守ろう	著作権や発信した情報への責任を知ろう	望ましい情報社会のあり方や、情報モラル、セキュリティについて考えよう	情報社会のルールや情報モラルを守る習慣をつけよう	
消費生活情報に対する批判的思考力	身の回りの情報から「なぜ/どうして」を考えよう	消費生活情報の目的や特徴、選択の大切さを知ろう	消費生活情報の評価、選択を通じて、意思決定の大切さを知ろう	消費生活情報を評価し、選択し、社会との関連を理解しよう	消費生活情報を主体的に評価して行動しよう	